

# 赤塚公園マネジメントプラン(案)

令和 8 (2026) 年 1 月  
東京都 建設局

# 目次

## はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	5
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	10
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
園内の写真	
IV 資料編	13
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

# はじめに

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

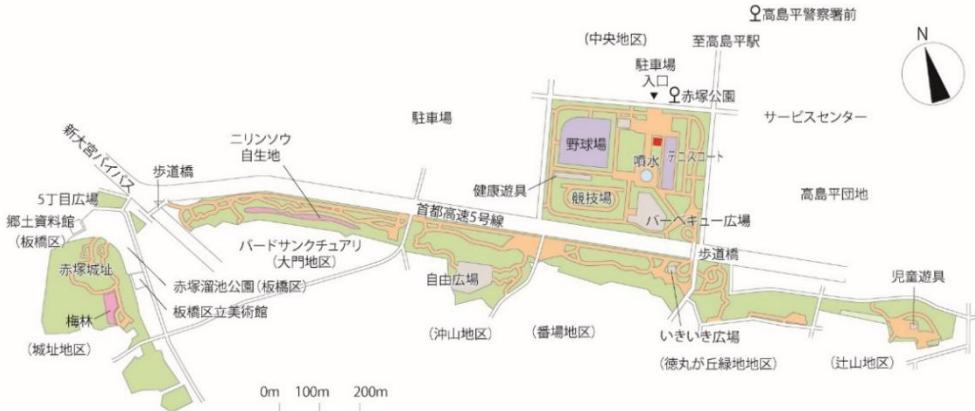
マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弹力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

# I 公園の概要

## 1 都市計画の概要

名 称 東京都市計画公園第7・5・14号赤塚公園  
位 置 板橋区徳丸七・八丁目、四葉二丁目、大門、高島平三丁目及び赤塚四・五・八丁目各地内  
面 積 32.10ha  
種 別 特殊公園・風致  
決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号  
(最終) 平成11年2月26日 東京都告示第184号

## 園内マップ



## 2 開園の概要

名 称 都立赤塚公園 (あかつかこうえん)  
開園日 昭和49年6月1日  
開園面積 262,442.97 m<sup>2</sup> (令和7年11月1日現在)  
公園種別 風致公園  
所 在 地 板橋区高島平三丁目、徳丸七・八丁目、四葉二丁目、大門、赤塚四・五・八丁目  
アクセス 都営地下鉄三田線「高島平」、東武東上線「下赤塚」から国際興業バス (高島平操車場行き) 「高島警察署前」、東武東上線「東武練馬」から国際興業バス (浮間舟渡行き、高島平行き) 「高島警察署前」、東武東上線「成増」から国際興業バス (高島平操車場行き) 「赤塚公園」、駐車場 (有料・24時間)

## 3 主な公園施設

管理事務所、陸上競技場 (300m)、野球場 (1面)、テニスコート (7面)、バーベキュー広場、駐車場 (有料・24時間)

## 4 成り立ち・基本的な性格

本公園は首都高速5号線に沿って位置し、武蔵野台地崖線の自然を生かしたゾーンと高島平団地地区の平坦な部分の運動施設ゾーンという東西方向に伸びる2つのゾーンで構成されており、多様なニーズに対応できる公園となっている。ムクノキなどの木々で覆われた自然林での散策や野球、テニスといったスポーツを楽しむ利用者でぎわっている。自然林と野鳥、自生地のあるニリンソウなどの特徴ある自然と赤塚城址などの郷土史を伝えていく公園である。

なお、東京都地域防災計画及び板橋区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

## 5 周辺の土地利用・自然環境

### (1)周辺の土地利用

- ・本公園周辺には、総合公園として光が丘公園、浮間公園が、運動公園として城北中央公園、区立小豆沢公園がある。また、都営地下鉄三田線の西台駅から西高島平駅までの区間で水景施設を配した、高島平緑地があり、荒川河川敷には荒川戸田橋緑地がある。
- ・首都高速5号線と新大宮バイパスが大門地区で合流するため広域交通系統の要所となる。
- ・城址地区には、樹林に包まれた小高い丘と赤塚溜池公園、美術館、郷土資料館などの区立の文化施設が整備されている。

### (2)自然環境

- ・本公園は武蔵野台地崖線上に位置し、台地部は概ね標高30m、高島平地区は7mほどとなっている。高低差が23mであり、南北方向の距離が30～40mであることから、急峻な地形である。
- ・周辺には古くから雨水と湧水をせき止めた溜池が多く、公園に隣接する赤塚溜池やそれに注ぐ不動の滝がある。また、かつてこの地区に存

在した大門池、四葉池があり、田んぼの灌漑用水や生活用水としていた。その2つの池も宅地化により埋め立てられている。

- ・南側の地区は成増台地と荒川低地との境の崖線に沿って残存する自然植生（シラカシ群集-ケヤキ亜群集）と代償植生（コナラ-イイギリ群落）の二次林である。
- ・崖線斜面林の林床には板橋区の花“ニリンソウ”が優占種となっている。

## 6 利用概況及び特色

中央地区では、テニスコート、野球場、噴水広場やバーベキュー広場などの様々なアウトドアクリエーションができ、本公園の利用の中心となっている。首都高速南側の沖山地区では自然探索等に多くの人が訪れている。

### ①丘の自然林

高島平の地は、古くは徳丸が原と呼ばれる将軍家の鷹狩場で、比較的平坦な地形に混ざって武蔵野台崖線の斜面地もあり、本公園の山側地区はその崖線に続く丘陵地部分を利用している。幅70m長さ2.3kmの東西に伸びる丘陵地は、高さが20mほどあり、全体がコナラ、クヌギ、ムクノキ、アカメガシワ、エノキ、イヌシデ、シロダモ、エゴノキ、ヌルデなどの木々で覆われており、武蔵野のおもかげを知ることでできる貴重な存在で、麓から丘に登る樹間の道は、すぐそばに高速道路が走っていることを感じさせない。

### ②赤塚遺跡

大門地区から歩道橋を渡ると、小高い丘の上に赤塚城の本丸跡がある城址地区となる。室町中期にこの地域を治めた千葉氏の城址で、近隣には千葉氏ゆかりの松月院や常蓮寺をはじめとする寺社や、縄文から弥生時代にかけての遺跡もあり歴史を感じさせる地区である。

### ③バードサンクチュアリ

大門地区の自然林の一部が野鳥保護地区になっており、コジュケイ、シジュウカラ、ヒヨドリ、キジバト、コゲラ、カワラヒワ、ホオジロ、イワツバメなどの姿が見られる。この地域には、最大幅 20m、長さ 200m にわたり白い花を咲かせる都内最大のニリンソウの自生地がある。

### ④運動施設

中央地区を構成する運動施設は、テニスコート、野球場、陸上競技場(300m)、テニス練習場、ストリートバスケットなどがそろっている。また陸上競技場東側には、バーベキューができる広場があり、土日祝日に家族連れやグループの利用が多い。

## 7 整備計画等

### (1)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」: 12,300 m<sup>2</sup>

板橋区赤塚四・五丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」: 7,300 m<sup>2</sup>

板橋区赤塚四・五丁目

注)「事業促進区域」: 既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」: 新たに事業認可を取得する区域

## II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

### 1. 目指す姿及び重点取組

#### 目指す姿

武蔵野台地の崖線や地域の歴史の特性を生かし、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことについて重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的な内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスターplanと連動している。

#### 重点取組

##### (1)公園整備による緑の保全

###### 【施策1 緑と環境をまもる】

- 雑木林管理等のボランティアや樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行う子ども向けのグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

##### (2) 生物多様性の保全と回復

###### 【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 観察会等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催や子どものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

##### (3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

###### 【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

##### (4) 地震防災機能の強化

###### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 災害用トイレの拡充など更なる防災機能の強化に計画的に取り組みます。

## (5) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

## (6) 公園の拡張整備の推進

### 【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

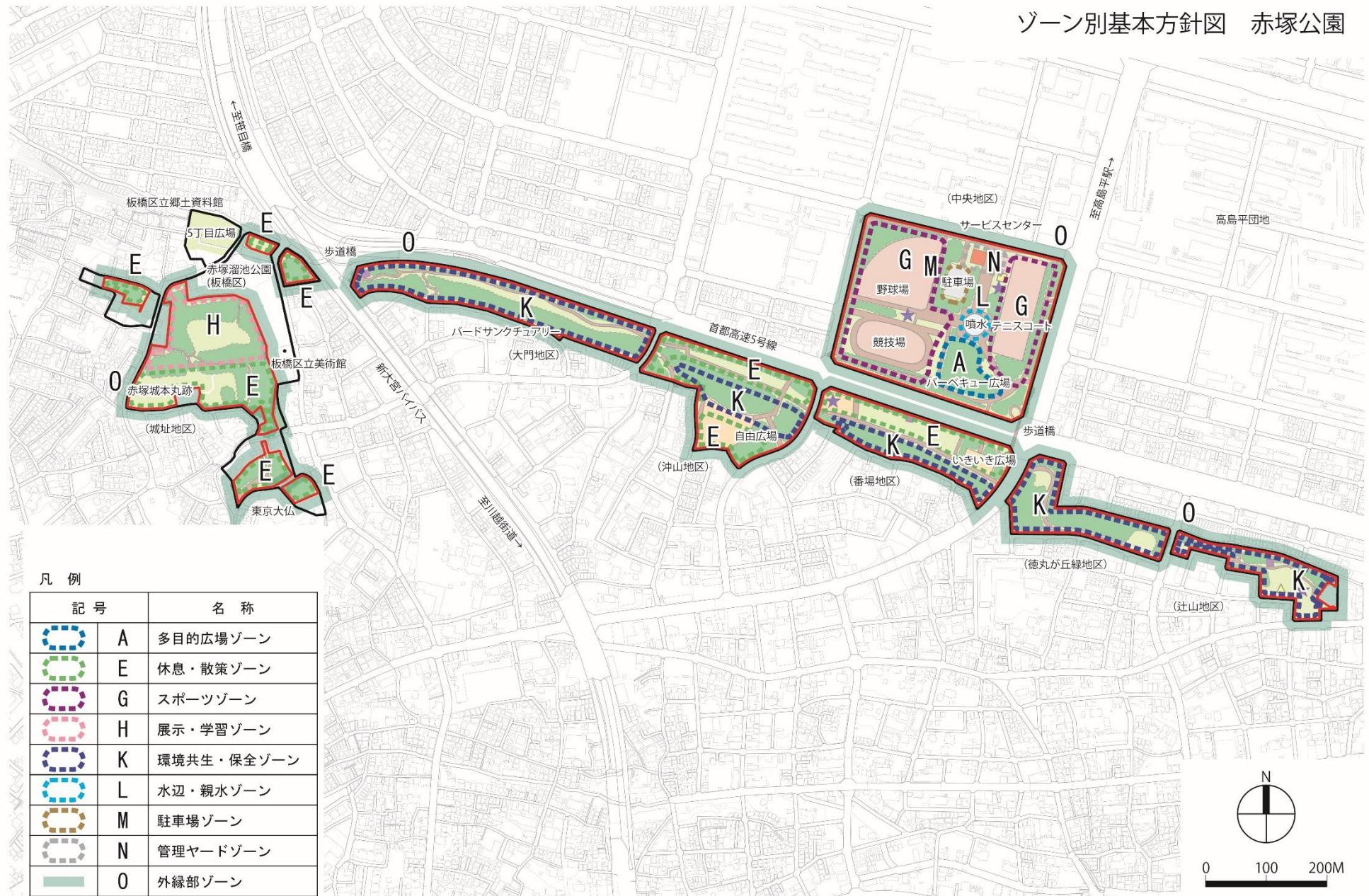
## (7) 計画的・効果的な事業化

### 【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

## 2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図 赤塚公園



この地図は、国土地理院長の承認(平29閏公第444号)を得て作成した東京都地形図(5=1:2,500)を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

## ■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

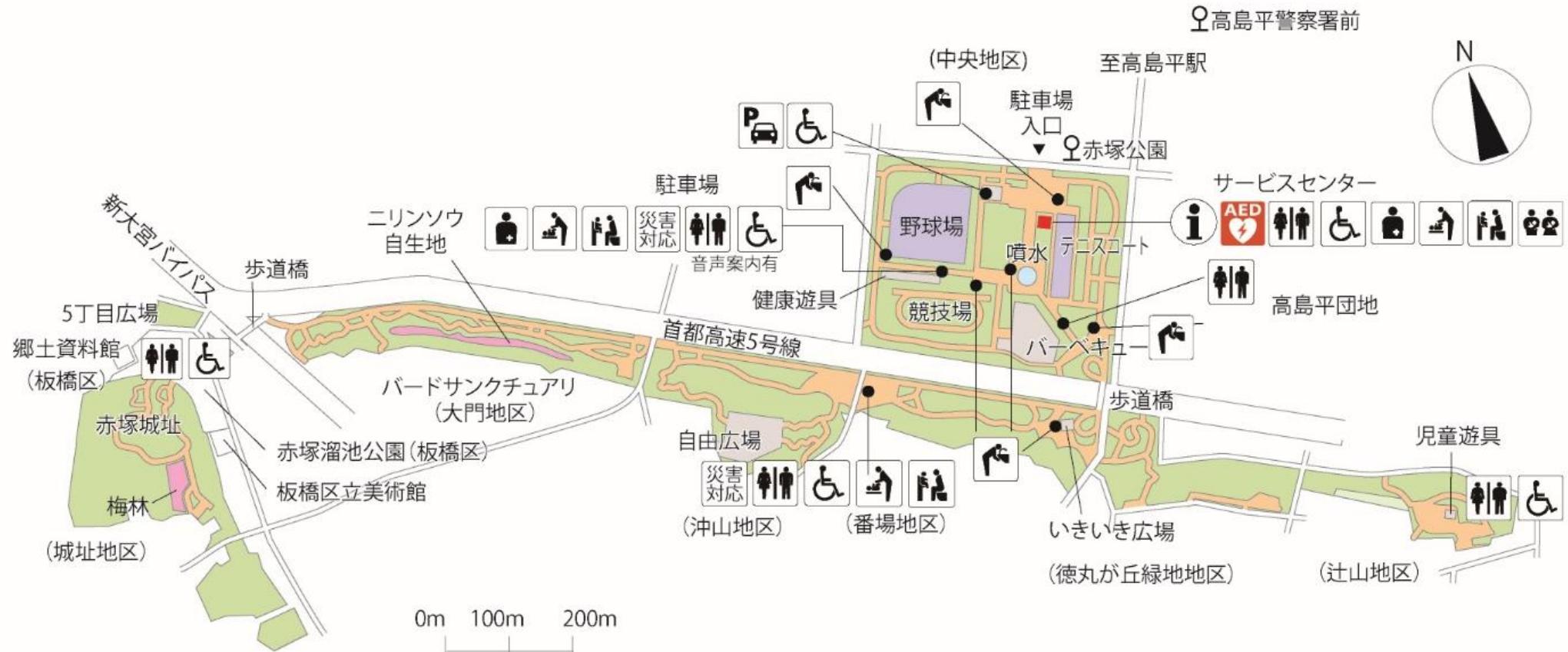
記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>バーベキュー広場のあるゾーン（中央地区） 明るい疎林とゆるやかな起伏のある地形の中でバーベキューができる。利用者が多い施設として対応していく。</li> </ul>
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖線の斜面下の平地にある広場のあるゾーン（沖山地区、番場地区） 緑に囲まれた広場でピクニック等ができる。家族でのピクニックや子ども達のボール遊びなどの利用に対応していく。</li> <li>崖線の斜面上の自由広場のあるゾーン（沖山地区） 崖線上からの眺望や休憩・散策などの利用に対応していく。</li> <li>赤塚城址のあるゾーン（城址地区） 周辺に歴史的な施設が多くある地区で、梅の広場での花見や散策等の利用に対応するとともに、郷土の歴史や文化を伝える空間としていく。</li> </ul>

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>テニスコートと野球場があるゾーン（中央地区） テニスコート（7面）、野球場があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。 野球場については、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。</li> <li>競技場のあるゾーン（中央地区） 競技場は、企業や学校の運動会、地域の利用者のスポーツレクリエーション、保育園の園外保育などの利用に対応していく。</li> </ul>
H	展示・学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤塚城址のあるゾーン（城址地区） 現在は梅林であるが、千葉自胤の居城・本丸跡であった場所、地域の文化と歴史を学ぶ場として伝えていく。</li> </ul>
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>東西に連なる崖線上の樹林群 地域一帯の地形的特徴となる崖線とその上の樹林は、景観的な個性となるとともに生物多様性の保全、向上の役割を担う。散策や地域学習等の活動の場としていく。</li> </ul>

記号	区分	基本方針
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内最大のニリンソウ自生地があるゾーン（大門地区） ニリンソウの自生地とバードサンクチュアリがあり、貴重なニリンソウ自生地を維持・保全するとともに、多様な生物の生息・生育環境の維持、保全に努める。また、ニリンソウの保護を今後も継続するため、赤塚公園ニリンソウを守る会を中心に、新たな担い手の確保に努めていく。</li> </ul>
L	水辺・親水ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水景施設のあるゾーン（中央地区） 中央地区にある水景施設は公園のシンボルとなっている。清潔で美しい水景を提供できるよう対応していく。</li> </ul>
M	駐車場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場のあるゾーン（中央地区） 案内機能の充実を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。</li> </ul>
N	管理ヤードゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所のあるゾーン（中央地区） 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。</li> </ul>
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、公園と歩道とが一体となり、良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。</li> </ul>

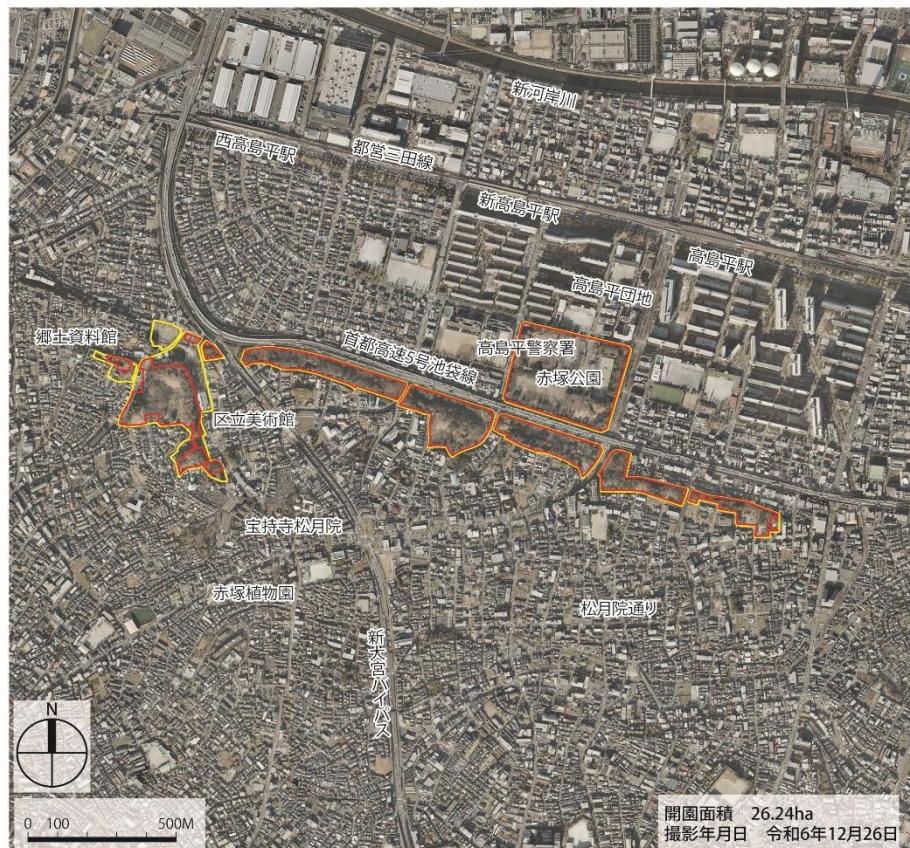
### III 図面・写真

#### 【現況平面図】

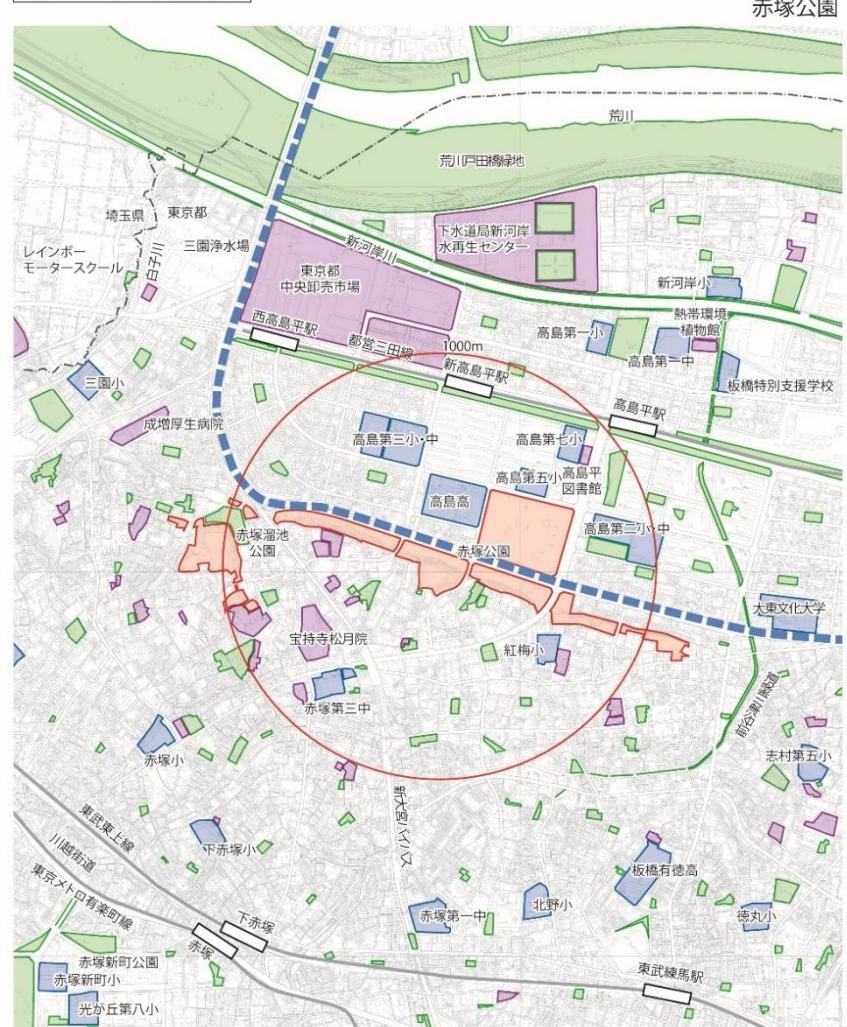


周辺土地利用図(空中写真)

赤塚公園



周辺土地利用図(地図)



## 園内の写真



中央地区の入口



中央地区の花壇



中央地区のテニスコート



沖山地区のニリンソウ自生地



城址地区の入口



番場地区の草地

## IV 資料編

### ■公園の沿革

大正 9 年 3 月	「徳丸ヶ原」が旧跡として市指定文化財となる	平成 3 年 6 月	城址地区の一部 0.3ha を追加開園
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定	平成 5 年 6 月	城址地区の一部 0.4ha を追加開園
昭和 40 年 2 月	建設省告示第 197 号により、都市計画変更	平成 7 年 6 月	城址地区の一部 0.6ha を追加開園
昭和 40 年 6 月	通称「赤塚たんぼ」といわれていた水田地帯が日本住宅公団施行による東京都市計画板橋土地区画整理事業施行区域に決定	平成 8 年 6 月	城址地区の一部 0.4ha を追加開園
昭和 45 年 4 月	建設省告示第 462 号により、都市計画変更	平成 9 年 6 月	556 m <sup>2</sup> を追加開園
	日本住宅公団の施行による運動公園部分が赤塚公園の計画区域に含まれることとなった	平成 10 年 6 月	城址地区の一部 0.1ha を追加開園
昭和 47 年 4 月	日本住宅公団から赤塚公園整備の一環として運動公園部分(8.9ha)及び都市計画赤塚公園の一部(3.9ha)の計 12.8ha が換地された	平成 11 年 2 月	東京都告示第 184 号により、都市計画変更
昭和 49 年 6 月	中央地区 8.9ha を開園 競技場 1 面、野球場 1 面、庭球場 6 面、排球場 2 面を開設	平成 20 年 6 月	城址地区の一部 0.4ha を追加開園
昭和 50 年 6 月	番場地区、沖山地区の一部 2.6ha を追加開園	平成 26 年 4 月	城址地区の一部 0.1ha を追加開園
昭和 53 年 6 月	沖山地区 2.1ha を追加開園	令和 7 年 2 月	城址地区の一部 0.7ha を追加開園
昭和 54 年 6 月	徳丸ヶ丘土地区画整理組合から 3.1ha が換地された		
昭和 56 年 6 月	大門地区の一部 0.6ha を追加開園		
昭和 61 年 6 月	徳丸ヶ丘緑地地区、辻山地区 3.2ha を追加開園		
昭和 62 年 6 月	大門土地区画整理組合から 2.35ha が換地された		
昭和 62 年 11 月	城址地区の一部 2.0ha を追加開園		
平成元年 6 月	大門地区、番場地区の一部 3.2ha を追加開園		
	379 m <sup>2</sup> を追加開園		
	番場地区の一部 0.3ha を追加開園		

## ■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスター プラン策定  
平成 18 年 12 月 赤塚公園マネジメントプラン策定  
平成 22 年 3 月 赤塚公園マネジメントプラン改定  
平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスター プラン改定  
赤塚公園マネジメントプラン改定  
令和 4 年 3 月 赤塚公園マネジメントプラン改定  
令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスター プラン改定  
令和 8 年 3 月 赤塚公園マネジメントプラン改定

## ■利用状況等データ

### 1)年間利用者数の推移

	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
年間総計 (人)	733,323	802,829	885,498	889,666	816,068

### 2)月別利用者数の推移

6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	83,178	70,205	56,341	51,356	76,611	53,086
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	59,211	59,335	52,704	53,991	42,849	74,456

3)有料施設の利用状況 (件)

施設名	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
野球場	639	544	518	567	330
テニス	5,756	5,395	5,679	5,766	3,543
競技場	41	44	56	33	30
バーベキュー場	1,151	1,193	856	236	509

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	自然ふれあいクラフト教室	10月	1,400
	2	健康増進プログラム	12月～1月	74
	3	歴史ガイドツアー	2月、3月	205
都民協働	1	パークミーティング	1月	20
	2	生態保全ボランティア	4月～3月	9,369
	3	ミニギャラリー	5月～9月、11月～2月	応募数 342 件 180 作品展示
	4	地域連携防災訓練	3月	1,200
自主事業	1	8公園を巡るスタンプラリー	11月～12月	延べ 2,206
	2	クリーンアップムーブメント	4月～3月	セット：437 件 単品：41 件
	3	東京五感公園（50周年記念イベント）	9月	2,000
	4	生態INFOコーナー	4月～3月	—
	5	公園マイプラン	12月	404
	6	グランドデザイン連携イベント	9月、3月	2,500、2,000
	7	ケータリングカー出店	5月～3月	延べ 66 台

## ■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
赤塚公園ニリンソウを守る会	ニリンソウ自生地保護	43
NPO 法人いた・エコ・ネット	オーガニックコットンの栽培	25
みどりの手	崖線地区自然保護	20
いたばし水とみどりの会	城址地区の動植物の観察と保護	33
徳丸北野神社田遊び保存会	徳丸地区ニワトコ保護活動	26

## ■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）  
(本公園の位置付け：避難場所、災害時臨時離着陸場候補地)
- ・板橋区地域防災計画（令和 5 年改定）